

廃止の可否	<p>本来国が行う交通安全上必要な事業を代行しているので、事業の存続は必要であり、また、事業を国等に移管することも適当でない。</p> <p>(理由)</p> <p>1. 事業を純粹に廃止できない理由</p> <p>昨年、死者約9千人、負傷者約115万人という戦後最悪の交通事故被害者を記録した厳しい交通情勢において、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明や運転経歴証明は、保険金請求や就業に不可欠な公的書類として、申請者の求めに応じて、それぞれ410万件、470万件発行され、交通事故被害者等の迅速かつ適正な救済等に寄与している。また、違反傾向の高い運転者に対して警告を与える累積点数通知も130万件に達し、さらなる違反の抑止や交通事故の防止に効果を上げている。</p> <p>さらに、センターの各事業は、証明業務及び通知業務を実施する過程で得られた各種データや研修業務に係る施設、教官のノウハウ等を活用した実証的な調査研究の実施、このような調査研究の成果や運転経歴等のデータ分析結果を反映した安全運転研修の実施を行うなど一体不可分なものとして運営されることで、個別に行った場合には得られない高い効果を上げている。</p> <p>このように、センターの各事業は、いずれも国が行う交通安全対策上必要不可欠なものであり、存続することが必要である。</p> <p>2. 事業を他の運営主体に移管した上で特殊法人等を廃止できない理由</p> <p>(1) モータリゼーションの進展に伴い交通事故が全国民に大きな脅威となり、国として、交通事故被害者等の迅速・適正な救済等を図るための政策を全国一元的かつ強力に実施する重要性が増加する中、センターが行っている各種事業は国が直接行うより、国以外の機関に一元的に行かせた方が効率的かつ効果的であり、国民に対するサービス向上が期待できることから、センターが設立されたものである。仮に事業を国に移管する場合、国の組織の肥大化を招かず、かつ、事業を効率的かつ効果的に実施できるような適切な措置の必要があるが、現在国自らが直接実施している同種の事業もなく、人件費等の経費面その他の運営面を考えてもかえって非効率となりかねないことから、国自らが直接に事業を実施することは適切でない。</p> <p>(2) センターの各種事業は、国が全国的見地から集約した交通事故等に関する情報等を活用して、交通事故被害者等の迅速かつ適正な救済、交通事故防止施策等を全国的に推進するという国の交通安全に関する政策の一環として行われているので、地方公共団体に移管することは適当でない。仮に事業を地方公共団体に移管した場合、国全体としての交通安全政策の推進に重大な影響が生じるほか、県をまたがる事務が円滑かつ効率的に行われなくなり、地域によって事務の重複等が生じ、国民に対するサービス内容や質等に格差が生じることとなる。</p> <p>(3) センターは、通知・証明業務など、警察が保有する交通事故歴、交通違反歴等、秘密保持に万全を期すべき個人情報を取り扱う非常に高度な公共性を有する事業を行っているため、営利追求の事業形態になじまない。また、情報管理の徹底及び事業の公正性を確保するため、職員等に厳格な守秘義務を課し、罰則の適用に関しては公務員とみなすとともに、事業内容等に対する国の厳格な法的規制を行う必要がある。したがって、センターの事業は、民間企業への移管にはなじまない。</p>
-------	---

民営化の可否	<p>交通事故歴、交通違反歴など国が保有する個人情報を取り扱う等高度の公共性を有する事業であり、守秘義務の厳守など業務の公正性が強く求められることなどから、国の関与等は不可欠であり、御指摘のような条件下の「民営化」にはなじまない。</p> <p>(理由)</p> <p>1 センターの事業は、営利追求の事業形態になじまないこと、また、株式会社形態では、保険請求や就業を左右し、かつ、機密を必要とする個人情報を取り扱うなど極めて公共性の高いセンター事業に関し株主等の利害関係者の影響力が及び、事業の公正を害しかねないので、「特殊会社」にはなじまない。</p> <p>2 以下の理由から、「民間法人化」にはなじまない。</p> <p>(1) 本調査の定める「民間法人化」では、「事業が制度的に独占されていないこと」が求められている。センターの事業は、交通事故歴、交通違反歴など国が保有する個人情報を取り扱うもので、利用者の信頼や業務の公正な実施を強く要求される高度の公共的性格を有している。こうした事業への悪質な事業者の参入を排除し、事業の適正かつ確実な実施を担保するためには、事業内容等から判断して当該事業を適正かつ確実に実施することができると思われる法人に制度的に限定して行わせることが必要不可欠である。したがって、センターの事業実施は、事業の制度的独占が認められない「民間法人」にはなじまない。</p> <p>(2) 「民間法人化」には、「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないこと」が求められる。</p> <p>しかしながら、安全運転研修の中核的施設である中央研修所の敷地の現物出資などの政府出資を返還した場合、センター全体の業務運営、特に、病院・電気・ガス・警察・消防等の緊急車両運転研修など特殊な施設なくして実施しがたい高度な研修を行っている安全運転研修業務の実施に著しい支障が生じることとなるので、国の出資をなくすことは適当でない。</p> <p>(3) その他、事業の効率的かつ効果的な実施の観点からは、事業を行う法人を無制限に認めることは不適當であり、また、事業の公正性等を確保するためには、役員を選任等への国の関与も必要であるなど、いずれにせよ、「民間法人化」にはなじまない。</p> <p>3 「完全民営化」については、営利追求の事業形態になじまないことや、交通事故歴、交通違反歴など国が保有する個人情報を取り扱う極めて公共性の高いセンターの事業に関して、株主等の利害関係者の影響力が及び、事業の公正を害しかねないほか、秘密の保持の徹底等公正かつ適切な業務実施を担保することができないことから、適当でない。</p>
--------	--

廃止の可否	<p>廃止できない</p> <p>(事業を純粹に廃止できない理由と他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止できない理由)</p> <p>警察組織における地方公務員共済組合制度は、警察職員に対する短期給付(医療給付)、長期給付(年金給付)等の事業を行うものであり、民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一部をなしており、警察共済組合は保険者としての役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から、公務員制度の一環としても位置づけられている。</p> <p>また、その財源は組合員の掛金と国及び地方公共団体の負担金により賄われていることから、独立した法人格を有した警察共済組合が双方の参画のもとに運営している。</p> <p>したがって、警察共済組合を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当ではない。</p>
民営化の可否	<p>民営化できない</p> <p>(民営化できない理由)</p> <p>警察組織における地方公務員共済組合制度は、警察職員に対する短期給付(医療給付)、長期給付(年金給付)等の事業を行うものであり、民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一部をなしており、警察共済組合は保険者としての役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から、公務員制度の一環としても位置づけられているので、民営化することは適当でない。</p>